

## 新潟県後期高齢者医療広域連合広告掲載基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、新潟県後期高齢者医療広域連合広告掲載要綱第5条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

### (広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

### (規制業種又は業者)

第3条 次に掲げる業種又は業者の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定により、風俗営業と規定されている業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 現在又は前身が暴力団若しくはこれに類する組織又はそれらの関連企業
- (4) たばこ、その他住民の健康上、好ましくないとされるもの
- (5) 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法、薬事法等に抵触するもの
- (6) 消費者金融
- (7) 商品先物取引に関するもの
- (8) その他、広告として掲載することが不相当であると認められるもの

### (広告媒体ごとの基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に定めることができる。

### (掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
  - イ 法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
  - ウ 他を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの

- エ 広域連合の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

- ア 労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集店
- イ 虚偽の内容を表示するもの
- ウ 法令で認められていない業種、商法又は商品
- エ 責任の所在が明確でないもの
- オ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者が掲載しようとするもの
- カ 民事再生法及び会社更生法による更正手続き中の事業者が掲載しようとするもの

(3) 青少年の健全育成に支障があると認められるもの

- ア ギャンブル等にかかるもの
- イ 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
- ウ 暴力又はわいせつ性を連想させるもの
- オ 残酷な描写など、善良の風俗に反するもの
- エ その他青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(ホームページに関する基準)

第6条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

- 2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、新潟県後期高齢者医療広域連合広告掲載要綱及びこの基準に関する規定に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者に斡旋又は紹介しているホームページの広告は掲載しない。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。